

国民健康保険税の税率の改正について

平成 28 年度から、池田町国民健康保険（以下「国保」）の税率を改正します。

国保の医療費は、近年の医療ニーズの多様化、医療技術の高度化、また国保加入者の高齢化などにより年々増加の一途を辿り、平成 27 年度においては大幅に増加しています。さらに近年の税収の減少により国保会計は大変厳しい状況となっています。

そのため、国保財政の安定かつ健全な運営を図るため、平成 28 年度から国保の税率を改正しなければならない状況となりましたので、ご理解ご協力をお願いします。

皆様の健康を維持するため、日頃から健康づくりに心がけてください。また、医療費の増加を少しでも抑えるためにも特定健康診査等の健診の受診をお願いします。

	平成 27 年度		
	医療分	後期支援分	介護分
所得割額（税率）	5.30%	1.70%	2.30%
資産割額（税率）	34.30%	1.30%	2.10%
均等割額（1 人当たり）	27,000 円	6,800 円	13,000 円
平等割額（1 世帯当たり）	27,000 円	6,800 円	4,400 円
限度額	520,000 円	170,000 円	160,000 円



	平成 28 年度		
	医療分	後期支援分	介護分
所得割額（税率）	6.30%	1.90%	2.30%
資産割額（税率）	34.30%	1.30%	2.10%
均等割額（1 人当たり）	29,000 円	7,800 円	13,000 円
平等割額（1 世帯当たり）	29,000 円	7,800 円	4,400 円
限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円

※介護分の改正は無し

- 所得割額…………… 国保世帯の前年中の総所得金額等から 33 万円を引いた額×税率で算出
- 資産割額…………… 国保世帯の固定資産税額（償却資産を除く）×税率で算出
- 均等割額…………… 加入者 1 人当たりの年間にかかる税額
- 平等割額…………… 1 世帯当たりでの年間にかかる税額
- 医療分…………… 医療費などの支払いに充てる税額
- 後期支援分…………… 後期高齢者医療制度に充てる税額
- 介護分…………… 介護保険事業に充てる税額（40 歳～ 64 歳の方が対象）

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者を支援し、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するように、給付金を支給します。

【給付対象者】

平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる方（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方）。

※課税されている方の扶養親族、または生活保護制度の被保護者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合等は対象外

【給付額】

対象者 1 人につき 3 万円

■注意事項

- 給付対象者の審査には、町県民税の申告が必要です。
- 給付金の申請の受付時期は、4 月 18 日から 7 月 29 日を予定しています。対象者の方には、申請書を郵送しますので、期間内の申請をお願いします。

お問い合わせ先

健康福祉課 福祉政策係
 ☎ 45・3111（内線 156）

池田温泉 共通無料入浴券

有効期限
平成 29 年 4 月 30 日まで

※コピー不可 広報いけだ ※1 枚につき 1 名様有効 平成 28 年 4 月 1 日発行

池田温泉 共通無料入浴券

有効期限
平成 29 年 4 月 30 日まで

※コピー不可 広報いけだ ※1 枚につき 1 名様有効 平成 28 年 4 月 1 日発行